

平成 26 年第 7 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 26 年 7 月 15 日、午後 1 時 30 分から稲城市役所 603 会議室において、平成 26 年第 7 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
伊勢川 岩根  
城所 正彦  
保坂 律子  
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	伊藤 徹男
指導課長	並木 茂男
指導主事	久保田 大介
指導主事	曾我 竜也
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
学校給食課長	増岡 勝
図書館課長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二  
教育総務課教育総務係 目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告」
- (4) 日程第 4 第 37 号議案  
「稲城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (5) 日程第 5 報告事項

委員 長     それでは、ただいまから平成26年第7回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1  本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長     ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、伊勢川委員にお願いいたします。

次に、日程第2  「会期の決定」についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長     ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第3  「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長   1  教育委員会後援名義について  
                  2  工事請負状況について

学務課長       1  平成26年6月分不登校による欠席児童・生徒数について  
                  2  平成26年度第1回学事・保健・給食担当課長会について  
                  3  第2回稲城市立学校校名選考委員会について

指導課長       1  担当者事業について  
                  2  連携推進事業について  
                  3  研修事業について  
                  4  学校訪問事業について  
                  5  教育センター関係について

生涯学習課長   1  社会教育活動の振興について  
                  2  芸術文化活動の振興について  
                  3  文化財の保護と普及について  
                  4  生涯学習推進事業について

- 5 学校施設コミュニティ開放事業について
- 6 放課後子ども教室参加状況について
- 7 公民館運営審議会関係について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 平成26年6月生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
  - 2 市立公園内運動施設管理運営について
  - 3 社会体育施設管理運営について
  - 4 体力づくり運動推進事業について
  - 5 東京ヴェルディ支援推進事業について

- 学校給食課長
- 1 稲城市生涯学習宅配便講座について
  - 2 第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
  - 3 施設見学について
  - 4 試食会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
  - 3 分館の主催事業について
  - 4 城山体験学習館の主な事業について
  - 5 地域との連携について
  - 6 図書館の利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。  
次に、日程第4 第37号議案「稲城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。  
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、南山東部土地区画整理事業地内に新設小学校を開校する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出するものです。  
詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

委員長 学務課長、お願いいたします。

学務課長 それでは、ご説明いたします。お手元の議案と、そのほかに配らせていただ

きました、議案概要説明書でご説明させていただきます。

まず、議案を1枚おめくりいただきまして、条例ですが、稲城市立学校設置条例の一部を次のように改正するとしております。

別表の1の部に次のように加える。稲城市立南山小学校、稲城市矢野口3635番地ということで加えるということで提案させていただきました。

この提案の概要ですが、南山東部土地区画整理事業地内に、平成27年4月1日に新たに小学校を設置することから、稲城市立学校設置条例の一部を改正する必要があるため、制定を依頼するものです。

この経過ですが、新設校の名称につきましては、先ほどもご説明しましたが、校名を一般市民の方から募集いたしました。その結果を踏まえ、庁内に設置いたしました稲城市立学校校名選考委員会で校名案を選考いたしました。応募された校名につきましては、南山小学校、これは漢字の南山小学校ですが、とする意見が応募数の2割強となっております。また、選考に当たっては、子供たちがこれから使うというものでもありますので、読みやすい、わかりやすい、そして、親しみやすいという視点で行っております。漢字の南山につきましては、広く市民に知られておりますし、市民が慣れ親しんだ名称であるということから、稲城市立南山小学校として選考案を決定し、提案させていただいております。

また、位置につきましては、稲城市矢野口3635番地としております。これは現在の底地番の一番大きな地番で、代表地番ということで使わせていただいております。このほかにまだ何十筆も筆はあるんですが、この地番とさせていただきます。

施行期日は、平成27年4月1日としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

城所委員 いわゆる施行期日が平成27年4月1日ということで、もう来年の4月ということなんですが、南山の工事の状況を見ますと、その辺、今のその工事の進捗状況の中で、開校時にどのくらいの児童が集まるのかというのはちょっと不安なんですが、その辺はどうお考えなんでしょうか。

委員 長 学務課長、お願いします。

学務課長 現在、南山小学校の土地区画整理組合のほうに確認したところだと、まだ仮換地指定ですとか、そういうことによって新たに住民が生まれるということは今後余りないだろうということを回答としていただいております。今現在、

三小に通っている、学区の変更をさせていただきまして、（仮称）南山小学校区のほうに行っていただくことにしておりますので、その中のお子さんたちがおりますので、そのお子さんたちが行っていたらというふうに想定しています。ただ、既にもう三小で6年生になっていたり、5年生になっているお子さんにつきましては、引き続き、友人関係などから、三小に行くのではないかと思います。そういう、いろいろな兄弟関係も含めて想定をさせていただきまして、現在のところ、ちょっと今はっきりした数字はわかりませんが、68名程度、（仮称）南山小学校のほうに行っていたらというふうに考えています。

また、先日の議会の一般質問の中でもお答えしたのですが、ここでやはりある程度の数字をつかみたいという部分もありますので、今後、その学区、今、三小で、これから（仮称）南山小学校区になるお子さんの保護者に対して意向確認などをしていきたいというふうに思っています。その中で、ある程度の数字を確定させていきたいというふうに思います。今のところ、68名程度を想定しております。

委員長      どうぞ、城所委員。

城所委員      区画整理事業の進捗状況にも今後よると思うのですが、ひとまず68名スタートで、3年後、5年後はどのくらいの数字を、この南山小学校では児童数として想定しているのでしょうか。

委員長      学務課長、お願いします。

学務課長      現在の南山東部土地区画整理組合のほうからの情報でありますと、今、かなり大きなマンションを建てていると。それとあわせて戸建の宅地も予定していて、これから建てていくというような情報がありますので、それを想定していきますと、やはり当然、100名以上の人数が入ってくるというふうに思っています。ただ、今後のその仮換地していたところの土地でどのような事業をされるかという、地主の方というのですか、そういう方たちの土地利用ですとか、あるいは保留地処分の中でどのくらいの保留地が今後何年間で進んでいくかというのは、特に矢野口側のほうはこれからの工事がまだはっきりしていませんので、それらを見据えていきますと、今、予定しているのは、この2、3年ではまあ1クラスずつぐらいは確保できていくだろうというふうに思っていますけれども、平成28年度にはかなりマンションが建って、人が入ることが予想されますので、そこで一気にふえていくという予想はしておりますけれども、保留地処分あるいは仮換地指定をした地主の人たちがどんな土地利用をされるかということが今後見えてこないとなかなか想定は難しいのです

けれども、平成28年度に一気にふえて、その後は徐々にふえていくのではないかとこのように予想しております。

城所委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、ご質問等ありましたらお願いいたします。

順調に伸びてくれればいいですけどね。

よろしいですか。

それでは、これより第37号議案「稲城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第37号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6、報告事項です。本日の報告事項は、1件です。「第二次稲城市教育振興基本計画骨子案について」を教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長 お手元に報告ということで書類をお渡ししておりますけれども、昨年より第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会等を立ち上げまして、骨子案づくりを進めてまいりましたところでございますけれども、一定の方針が出たということで、概要をお知らせさせていただきたいと思っております。

まず、計画の構成としましては、第1編、総論と第2編の各論に分けさせていただくということで、第1編につきましては、第1章の「計画策定にあたって」、第2章「教育に関する主な動向」、第3章「教育目標」で、現在、構成をさせていただいているところでございます。

そして、第2編、これから先に進めてまいる各論の具体的な施策の内容を検討ということになりますけれども、第1章としましては「家庭や地域における学びの推進と連携」、第2章「『未来を創造し生き抜く力』の育成の推進」、第3章「市民の生涯にわたる学習活動の振興」の3章で構成していく予定でございますけれども、今後、手続きにより変更になることもございます。

まず、第2番目の第1編の概要についてでございますが、第1編につきましては、総論として、第二次稲城市教育振興基本計画の骨子として、計画の目的・位置づけ・期間・策定体制を定めるとともに、国や東京都・稲城市の動向を把握し、稲城市の教育をめぐる現状と課題の整理を行い、新たに教育委員会目標、教育基本方針、計画の基本理念、施策の柱、計画の体系ということでもと

めさせていただいているところがございます。

具体的に、第3番目に移りますけれども、第1編の各章の記載内容についてでございます。

第1章の「計画の策定にあたって」ということで、これは骨子案については1ページから3ページに記載させていただいているところがございますが、第1節の「計画の目的」につきましては、1ページに記載して、概要としましては、稲城市の長い歴史の中で、伝統や地域社会とのつながりを大切にしてきたと。今後も、我が国における様々な社会情勢の変化を踏まえ、引き続き、地域全体を教育・学習の場として稲城らしい教育及び生涯学習の推進を図ることなどを主な目的として記載させていただいているところがございますが、そのほか、東日本大震災の教訓等、また、各教育基本法の改正と法律の内容等に触れさせていただいているところがございます。

第2節の「計画の位置づけ」につきましては、骨子案では2ページになってございます。教育基本法第17条第2項に基づき作成する。策定に当たっては、国の教育振興基本計画及び、東京都教育ビジョンを参酌し、さらに上位計画である「第四次稲城市長期総合計画」との整合性を図りながら進めるということ、位置づけから生涯学習のイメージということで、社会教育、学校教育、各家庭教育の三つの柱を、教育は一生涯のものなので、生涯学習が大きな枠組みの中でイメージとして記載させていただいているところがございます。参考に教育基本法の抜粋、あとは各上位計画との整合性の統一をさせていただいております。

第3節の「計画の期間」並びに第4節の「計画の策定体制」については、3ページに記載させていただいておりますが、第一次の教育基本計画を受けてということ、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画として進めさせていただくということ、計画策定の体制につきましては、第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会から庁内検討会の組織ということ、ホームページ等で市民の意見公募もはさみながら進めていくということ、計画策定の体制を前段で記載させていただいております。

そして、第2章「教育に関する主な動向」、4ページから23ページまでになりますが、第1節の「国の動向」については、教育基本法の改正から、教育振興基本計画の策定、学習指導要領や教育要領の改訂等、直近の概要につきましては、4ページから6ページに記載させていただいているところがございます。

第2節の「東京都の動向」については、東京都教育ビジョン（第3次）の策定、東京都特別支援教育推進計画の策定、2020年の東京の策定等、6ページから7ページに記載させていただいております。特にホットな話題としましては、7ページの表にございますが、平成25年9月「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」開催決定ということ、昨年の9月の状況を記載させていただいているところがございます。

第3節「稲城市の動向」ということで、8ページに記載させていただいておりますが、さまざまな教育委員会の計画策定とともに、「稲城市次世代育成支援行動計画 後期行動計画」、「第四次稲城市長期総合計画」の策定、「第三次稲城市生涯学習推進計画」の策定等、稲城市の状況について記載させていただいております。

第4節「稲城市の教育をめぐる現状と課題」ということで、9ページから23ページに、アンケート調査を実施した概要と、それに基づく現状把握とこれからの課題等を提議させていただいております。19ページは特に課題のまとめということで、(1)自然・文化あるいは人口等の状況についてから(14)の幼児教育までの課題を、23ページになりますが、整理させていただいております。

それを受けまして、第3章「教育目標」、24ページになりますけれども、第1節「教育委員会教育目標」ということで、1)互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間。2番としまして、社会の一員として、持続発展可能な社会や地域に貢献できる人間。3番目としまして、自ら考え判断し行動する、個性と創造力豊かな人間ということで、24ページのこの四角の枠の中につきましては、第四次長期総合計画の文面等を勘案しながら記載させていただいております。三つの教育目標につきましては、平成26年度の稲城市の教育目標を記載させていただいております。

続きまして、第2節の「教育基本方針」という部分になりますが、25ページになります。基本方針1は「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成。基本方針2としまして、「豊かな個性」と「創造力」の伸長。基本方針3、「学校経営の改革」と「市民の教育参画」の推進。基本方針4としては、「生涯学習」と「伝統・文化・スポーツ」の振興です。これにつきましても、教育目標と同様に稲城市の教育方針に沿ってまとめているところでございます。

続きまして、第3節「計画の基本理念」ということで、26ページになります。「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育」ということで、第四次稲城市長期総合計画の「人と文化を育むふれあいのあるまちづくり」という文面を活用させていただきながら、策定委員会の中で議論を通してこうした形で表現させていただいているところでございます。

続きまして、第4節の「施策の柱」、27ページでございます。「家庭や地域における学びの推進と連携」、2番としまして、「未来を創造し生きぬく力の育成の推進」、3番目としまして、「市民の生涯にわたる学習活動の振興」という三つの柱を掲げさせていただいております。

第5節の「計画の体系」につきましては、この三つの柱に基づく施策の方向性を11項目ほど、掲げさせていただいております。主な施策につきましては、「家庭教育への支援」から「スポーツ・レクリエーション活動の振興」ということで、30項目ほど、記載させていただいております。



これに基づいて、具体的な施策を考えているところでございますけれども、今後の策定のスケジュールにつきましては、8月18日から9月1日まで、市民の意見公募。そして、第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会については、具体的な施策等を論じる中で、2回ほど開催を予定してございます。また、庁内検討会については、随時、まとめの段階で、管理職等を集めて開催いただきたいと思っております。現場との意見交換等も、新たな具体的な施策等を検討する上で必要なのかなということも考えておりますが、これについては開催について今後判断していきたいと考えています。そして、最終的な第二次稲城市教育振興基本計画策定については、平成27年3月を目途に進めてまいりたいと考えております。

現在のところ、まだ骨子ということで、具体的な施策等、なかなかまだ全体像がつかめない点がございます。設えの中では、挿絵とか解説とか、読みやすいものの検討を進めながら、具体的な施策等を皆様と協議会関係者等のご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

現在の第二次稲城市教育振興基本計画の骨子については、以上でございます。

委員 長      ありがとうございます。  
報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。  
とても長い内容ですけれども、いかがでしょうか。

教育 長      今急に聞いたから、相談しにくいでしょう。だから、本当は教育委員さんとの意見交換の場があったほうがいいでしょう。

委員 長      すみません、教育長のほうから一言お願いいたします。

教育 長      大変ご苦勞さまでした。順調に進んでいるだろうと思っておりますけれども、今後の進め方の中で、教育委員さんは今日急に内容を聞いたわけで、いきなり質問というのはなかなか出ないと思っておりますので、今後、意見交換の場のようなものを設けていただければ、教育委員さんも多少時間がとれていいのかと思っておりますので、その辺をもうちょっとお願いしたいなと思っておりますね。

委員 長      教育総務課長。

教育総務課長   必ず設けさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員 長      説明の中で、何をどういうふうなという頭の中の採点はしているだろうというふうな状況ですが、教育長さんのほうからご意見がありましたように、意

見交換の場をとっていただきたいということで、今後、どこかに計画していただけたらというふうに考えております。皆さん、それでよろしいでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長 よろしくお願ひいたします。  
それでは、ほかに質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後2時18分閉会)